

扶桑町議会議案第 1 号

扶桑町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

扶桑町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 1 月 23 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鮎瀬 武

提案理由

社会・経済情勢を勘案して、条例を改正する必要があるので提案します。

扶桑町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 扶桑町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年扶桑町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 扶桑町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の扶桑町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内扱)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の扶桑町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

扶桑町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
(期末手当)	(期末手当)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ前項の 期日現在における期末手当基礎額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た 額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の 期日現在における期末手当基礎額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た 額とする。
3 (略)	3 (略)

扶桑町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

新	旧
(期末手当)	(期末手当)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在における期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在における期末手当基礎額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額とする。
3 (略)	3 (略)